

令和7年度一般会計補正予算（第4号）の編成について

一般会計補正予算（第4号）については、下記の方針により編成する。

記

今般、国の「「強い経済」を実現する総合経済対策」に関わる経費について、緊急的に補正予算の編成を行うものである。

1 一般会計

緊急的に予算措置を要する事業。

2 留意点

給与関係費及び各特別会計は、原則として、今回の補正対象としない。

3 編成日程

日 程	事務内容
12月15日（月）	各部通知 見積書提出期限
12月16日（火）～12月17日（水）	財政課査定
12月18日（木）	区長査定・内示
未定	予算案庁議決定

※状況により変更する場合があります。